

東京都食品安全推進計画の改定について
〈答申（案）の中間まとめ〉

令和2年9月

東京都食品安全審議会

目 次

はじめに	1
第1章 東京都食品安全推進計画改定に当たっての考え方	
第1節 計画の基本的事項	3
第2節 食品の安全に係る課題と施策推進の方向性	5
第2章 食品の安全確保のための施策	
第1節 施策の体系化	8
第2節 基本施策	10
第3節 重点施策	21
第3章 推進計画に掲げる施策の実施に向けた考え方	
第1節 施策の推進体制	29
第2節 施策の実施と計画の見直し	29

はじめに

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな食生活を送るための基礎をなすものであり、食品の大消費地である東京において重要な課題の一つである。

東京都（以下「都」という。）は、東京都食品安全条例に基づき東京都食品安全推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、総合的・計画的に食品安全行政を進めている。

現行計画は令和2年度をもって計画期間が終了となるため、東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）は、令和2年2月17日付で知事から諮問を受け、推進計画の改定について審議を行うこととなった。

食品の安全確保に関する課題は、新たなリスクの顕在化や、より高度な製造技術の進展など、食品安全を取り巻く国内外の諸状況によって変化すること、また、平成30年6月、食品衛生法が15年ぶりに改正され、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化、営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設等、内容の大幅な見直しが行われたことから、こうした状況変化を踏まえながら、諸課題に的確に対応していくための施策の方向性について、審議会及びその下に設置された検討部会において専門的な検討を行うこととした。

審議会及び検討部会では、東京都食品安全条例に示された目的、基本理念等を踏まえ、食品の安全確保に係る現在の課題に対応するため、計画改定の考え方、推進計画において示すべき事項などについて検討を行ってきた。

本報告は、これまでの検討内容を、「答申（案）の中間まとめ」として取りまとめたものである。

第1章 東京都食品安全推進計画改定に当たっての考え方

都は、平成17年3月に推進計画を策定し、その後平成22年2月及び平成27年2月に、その時々々の食品安全をめぐる重要課題に対処するため、推進計画を改定し（現行計画の計画期間は、平成27年度から令和2年度まで）、生産から消費に至る各段階で、関係各局の連携の下、全庁横断的に食品の安全確保に関する施策を推進してきた。

また、都は、推進計画に基づき、食品安全に関する施策に総合的に取り組むとともに、重点的に取り組むべき施策については、その進捗状況を東京都食品安全審議会に報告するとともに、広く都民に公表し、施策を着実に推進してきた。

一方、食品流通や事業形態の広域化を背景としたノロウイルスや腸管出血性大腸菌による分散型広域食中毒事件（ディフューズアウトブレイク）の発生時における関係機関と連携した広域的な対応体制の強化など、更なる施策の充実が求められている。また、平成30年の食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品表示法（平成25年法律第70号）の改正による、許可業種の再編やHACCPに沿った衛生管理の導入、食品等のリコール情報の報告制度の新設など多くの制度改正が行われたことにより、事業者や消費者を取り巻く環境も大きく変化することとなったため、制度の周知や対策への支援など新たな課題も生まれている。

今回、推進計画を改定するに当たっては、東京都食品安全条例（平成16年東京都条例第67号。以下「食品安全条例」という。）の基本理念の下、推進計画に基づき取り組んできた全庁的な施策の継続を基本としつつ、平成27年度以降に生じた広域的な食中毒対策や、改正食品衛生法等の新制度への対応、さらに、子ども食堂や認知症カフェなど多様化が進む食の提供主体における食品安全対策のほか、食品ロスへの関心の高まりや、新型コロナウイルス感染症による飲食店の営業形態の変化などの今日的な状況に配慮しつつ食品安全に関する諸課題を整理し、都における食品安全施策を一層推進していく必要がある。

第1節 推進計画の基本的事項

1 食品安全条例と推進計画との関係

食品安全条例第7条に基づき、推進計画を策定する。

東京都食品安全条例

第7条 知事は、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都食品安全推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食品の安全の確保に関する施策の方向

二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する重要事項

2 推進計画の基本的視点

食品安全条例は、食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことを目的とし、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」及び「都、事業者、都民の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げている。

推進計画は、条例の目的と基本理念を踏まえ、食品を取り巻く課題の解決を図っていくべきと考える。

3 推進計画の構成

推進計画は、食品安全条例の基本理念と計画に関する規定を踏まえ、次の三つの事項で構成する。

(1) 生産から消費に至る食品安全確保施策の総合的な体系（基本施策）

食品の生産から消費に至る各段階における食品安全確保のための諸施策を「基本施策」と位置付け、2に示した推進計画の基本的視点により総合的に体系化し、都民に明らかにする。法に基づく施策、食品安全条例や東京都消費生活条例（平成6年東京都条例第110号。以下「消費生活条例」という。）等の関係条例に基づく都独自の施策などを含め、都の施策の全体像を示す。

(2) 重点的に取り組むべき施策（重点施策）

食品の安全確保を図る施策は、継続的かつ着実に実施するべきものである。同時に、現下の食品安全確保上の重要課題に迅速・的確に対応するため、特に重点的に取り組む必要がある施策もある。こうした施策を「重点施策」と

位置付け、具体的な取組内容を都民や事業者に明らかにすることで、関係者の協力を得ながら、施策のより効果的な推進を図る。

(3) 推進計画に掲げる施策の実施に向けた考え方

都民や事業者の意見を反映し、関係者の相互理解のもとに施策を効果的に実施するため、施策の推進体制と進行管理の方法を示す。

4 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

【食品の「安全」と「安心」の考え方】

食品の安全性については、科学的な根拠に基づく評価が必ずしも都民に受け入れられないこともある。食品に対する都民の安心感は、個人の主観であり、行政や事業者への信頼度などにより、それぞれに異なった判断基準がある。

本答申では、食品にはリスクが潜在することを前提に、最新の科学的知見に基づいた対策が講じられ、健康への悪影響の可能性が許容可能な水準までに抑えられている状態を「安全」という概念で整理する。

また、食品にリスクが潜在することや、安全確保に向けた様々な取組がなされ、健康への悪影響の可能性が許容可能な水準に抑えられていることに関して、都民が十分に情報を得ることができ、不安や疑問が解消され、事業者や行政の取組に対して多くの都民の信頼が醸成されている状況を「安心」という概念として整理した。

第2節 食品の安全に係る課題と施策推進の方向性

推進計画の改定に当たっては、全庁的な施策の継続を基本としつつ、食品安全を取り巻く現状や食品衛生法等の改正に伴う制度改正などの動向を踏まえ、課題に対応できるよう改定する必要がある。

このため、推進計画の基本的視点に対応した以下の3点を「施策の柱」として位置付け、課題を整理し、施策推進の方向性を定める。

施策の柱1 食を取り巻く環境の変化に対応する自主的な取組の推進

1 課題

- 食品の安全確保は、事業者の責務であり、食中毒等による健康被害の発生を未然に防止するためには、食品の生産から消費に至る各段階で確実な安全対策がとられることが重要である。
- 平成30年6月に国は、我が国の食品を取り巻く環境変化や国際標準化に対応し、食品の安全を確保することを目的として食品衛生法を改正し、原則として全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の取組を求められることとした。
HACCPの制度化に伴い、今後は、法改正に伴い新たに許可・届出の対象となった事業者を含め、高度な衛生管理を速やかに定着させ、衛生管理の好循環を生み出していく必要がある。
- また、近年は、子ども食堂や認知症カフェなど営業許可の対象とならないボランティアなどが中心となる新たな食の提供形態や、新型コロナウイルス感染症の流行の影響などにより、テイクアウトや宅配等を開始する事業者の増加が見られるなど、食品の提供主体・形態が多様化しており、こうした状況に対応した衛生管理水準の確保も課題となっている。

2 対応

- 農産物の生産工程管理を都が独自に認証する東京都GAP認証の普及を図る。
- 食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理の導入及び定着を図る。
- 多様化が進む食品の提供主体（子ども食堂や認知症カフェなど）の適切な衛生管理を促すための技術的な支援を行う。
- 新型コロナウイルス感染症の流行の影響などにより、テイクアウトや宅配等を新たに始める事業者への必要な対策の周知徹底を図る。

施策の柱 2 情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進

1 課題

- TPP 協定（環太平洋パートナーシップ協定）や日 EU 経済連携協定（EPA）、日米貿易協定の発効等による経済の自由化に伴い、食品流通のグローバル化が更に進展することが見込まれる。我が国の食料自給率はカロリーベースで 37%（平成 30 年度）であり、国内で消費される食料の多くを様々な国からの輸入に依存している。東京は、輸入食品の流通の中枢であることから、都における輸入食品の安全確保は、都内だけでなく国内全体の安全確保に繋がる側面があり、輸入食品に係る情報収集・分析などの対策を充実させていく必要がある。
- 近年の都内における食中毒発生状況を見ると、ノロウイルス及びカンピロバクターによる食中毒の発生件数が依然として上位を占めている。また、刻み海苔を原因とするノロウイルス食中毒事案など、広域的・大規模な食中毒事案が発生しており、こうした事例の発生防止及び発生時における被害の拡大防止を図るため、監視指導の充実とともに国や特別区、保健所設置市等の関係自治体間の連携体制の強化が必要である。
- 食品衛生法等の改正により、特別の注意を必要とする成分等を含む食品（以下「指定成分等含有食品」という。）にかかる表示制度や健康被害事例報告制度が新たに創設された。

都は以前から、「健康食品」との関連が疑われる健康被害事例を幅広く収集しているが、新たな報告制度に適切に対応し、「健康食品」による健康被害の防止を図る必要がある。
- 食品表示法が令和 2 年 4 月に全面施行されるとともに、新たな加工食品の原料原産地表示に係る経過措置期間が令和 4 年 3 月に終了するなど、新たな食品表示制度に適切に対応する必要がある。

2 対応

- 科学的根拠に基づき輸入食品を含めた食品の安全を確保するため、海外の情報を含め幅広く情報収集し、分析・評価を行い、対策を実施する。
- 食中毒の発生防止のための監視指導を効果的に実施するとともに、広域的・大規模な事案の発生時に備え、関係自治体間の緊急連絡網の整備や、広域連携協議会等により関係機関の連絡・連携体制を強化する。
- 「健康食品」に関する健康被害事例について、引き続き幅広く収集するとともに、指定成分等含有食品に関する表示制度の周知を図り、健康被害情報報告を漏れなく収集するなど、新たな制度に適切に対応していく。

- 相談・監視指導、講習会等を通じて新たな食品表示制度の周知及び適正な食品表示を促進する。

施策の柱3 関係者の相互理解と食の情報バリアフリーに向けた取組の推進

1 課題

- 食品の安全確保のためには、事業者による自主的な取組や行政による監視指導はもとより、都民自らが判断して、食品を選択できる環境づくりが必要である。このため、都民、事業者及び行政によるリスクコミュニケーションを一層活発に行い、協力して施策を推進していくことが重要である。
- また近年、都内においては外国人の飲食店従事者が増加しており、生活習慣の違いや言葉の壁などから我が国の衛生管理に係る制度や手法等について理解が不十分な場合があり、意図せぬ事故を発生させてしまうことも危惧され、十分な意思疎通と相互理解が必要である。
- 食物アレルギーは、生命に危険を及ぼすアナフィラキシーショックを引き起こすこともあり、健康へのリスクは高いものと言える。食物アレルギー対策には、製造施設でのアレルギー物質の混入防止や、アレルゲンの適切な表示、発症時の対応など様々な取組が必要であり、横断的に対策を進めるべきである。

2 対応

- 都民、事業者及び行政間の情報や意見交換を一層推進していく。
- 我が国の法制度の理解を促し、衛生管理の向上が図れるよう外国人の食品関係従事者等に向けた食品安全に関する情報発信の充実を進める。
- 食物アレルギー対策について、関係各局が連携し、関係者間の相互理解と協力を得ながら対策を進めていく。

第2章 食品の安全確保のための施策

第1節 施策の体系化

第1章において、推進計画の基本的視点に基づき、「施策の柱」を位置付け、食品の安全に係る諸課題とそれらに対する施策推進の方向性を示した。

施策を効果的に進めていくためには、そうした方向性を踏まえ、多くの事業者や都民との協力の下、様々な取組を総合的に実施するため、施策を体系化し、今後進めるべき都の取組の全体像を分かりやすく示すことが重要である。

施策の体系化に当たっては、三つの「施策の柱」に加えて、科学的な施策を進める上での基礎研究や、人材の育成、国や他自治体との連携など、「施策の柱」の土台となる取組を「施策の基盤」として位置付ける。

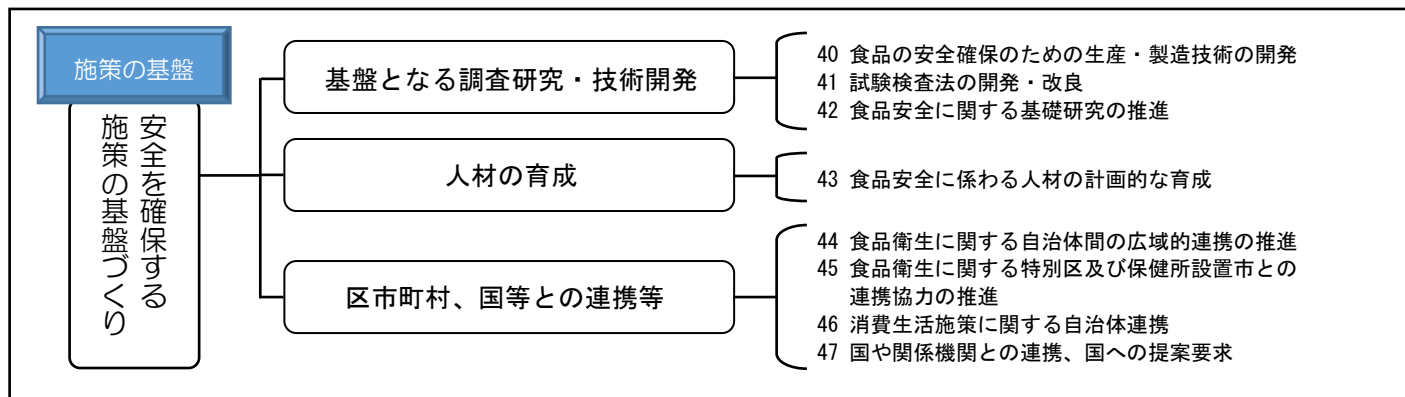
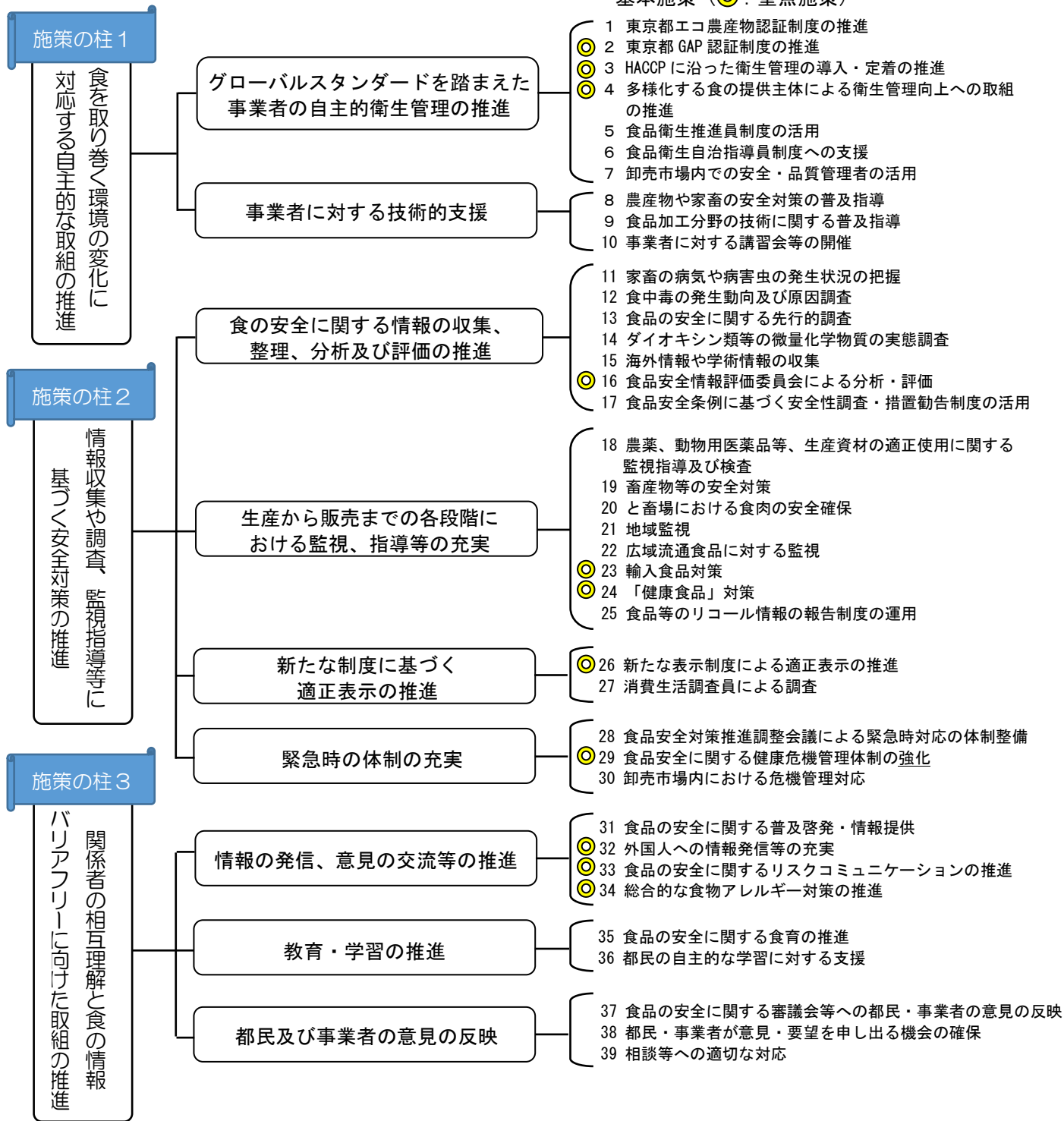
「施策の柱」及び「施策の基盤」に基づいて、生産から消費に至る各段階で、都の関係各局が推進している食品安全確保施策を「基本施策」とし、「基本施策」を関係各局が連携して着実に実施することにより、食品の安全確保を図っていくべきである。

あわせて、「基本施策」のうち、食品安全を取り巻く諸状況を踏まえ、特に重点的に取り組む施策を「重点施策」として選定し、施策を推進していくべきである。


「都における食品安全確保の総合的な体系」を次ページに示すとともに、「基本施策」及び「重点施策」の詳細をそれぞれ第2節及び第3節に示す。

都における食品安全確保施策の総合的な体系

基本施策 (◎: 重点施策)






第2節 基本施策

都において、生産から消費に至る各段階における食品の安全確保のため、着実かつ継続的な取組が必要となる基本的な施策（47 施策）を、以下のとおり施策の柱ごとにとりまとめた。（：重点施策）

【施策の柱1 食を取り巻く環境の変化に対応する自主的な取組の推進】

〈1-1 グローバルスタンダードを踏まえた事業者の自主的衛生管理の推進〉

食品の生産から販売に至る各段階で、食品の安全確保に向けた事業者の自主的な取組を一層促進するための施策

NO	施策	概要
1	東京都エコ農産物認証制度の推進 (産業労働局)	環境保全型農業を推進し、安全・安心な農産物を生産し、消費者に提供するため、化学合成農薬と化学肥料を削減して生産された農産物を認証する。
 2	東京都 GAP 認証制度の推進 (産業労働局)	農産物の生産、出荷における食品安全、環境保全、労働安全等の観点から、都が定めた管理基準に基づく適正な取組を認証する東京都 GAP 認証制度の普及を推進する。
 3	HACCP に沿った衛生管理の導入・定着の推進 (福祉保健局)	食品衛生法の改正により、制度化された「HACCP に沿った衛生管理」を食品等事業者が円滑かつ速やかに導入し、定着させられるよう、新たに許可又は届出対象となる事業者を含め、相談の受付など丁寧な周知及び技術的支援を行うとともに、人材育成を行う。
 4	多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進 (福祉保健局)	福祉等を目的とした食事提供など、食品衛生法の営業許可対象外となる事業主体等に対し、衛生管理に関するガイドラインを作成し、安全に食品を提供できるよう取組を支援する。テイクアウトや宅配等を開始する事業者に対する衛生管理の方法等に関する情報提供や指導を行う。
5	食品衛生推進員制度の活用 (福祉保健局)	食品衛生推進員に対して、食品安全に関する最新の情報を提供するなどの支援を行い、食品衛生推進員による事業者への指導・助言等を通して、食品事業者全体の衛生管理を向上させる。
6	食品衛生自治指導員制度への支援 (福祉保健局)	事業者団体が実施している、自治指導員の巡回指導活動による事業者への指導・助言が、より適切に行われるよう、自治指導員に対する衛生教育などの支援を行う。

7	卸売市場内での安全・品質管理者の活用 (中央卸売市場)	中央卸売市場における食の安全確保に関する取組の推進者として設置した「安全・品質管理者」を活用し、危機管理対応の強化及び衛生水準の向上を図る。 また、品質・衛生管理マニュアルを活用し HACCP に沿った衛生管理を推進する。
---	--------------------------------	--

〈1-2 事業者に対する技術的支援〉

事業者に対して、食品の生産・加工技術や法令等に関する情報提供等を行い、食品の安全確保の技術水準の向上を図るための施策

NO	施策	概要
8	農産物や家畜の安全対策の普及指導 (産業労働局)	生産者に対し、農薬をはじめとする生産資材の適正使用に関する情報提供や、と畜検査による疾病情報の還元などの技術的な支援を行う。
9	食品加工分野の技術に関する普及指導 (産業労働局)	事業者には食品技術センターの開放試験室の利用や、ニーズに対応した技術開発、最新の加工技術の普及などを行い、食品安全確保のための技術水準の向上を図る。
10	事業者に対する講習会等の開催 (福祉保健局、生活文化局)	各施設で衛生管理の核となる食品衛生責任者等に対して衛生講習会を開催し、HACCP に沿った衛生管理の取組や食中毒防止など適切な衛生管理を促進する。輸入食品関係事業者講習会や健康食品取扱事業者講習会など、事業の内容に応じた講習会を開催し、適正表示の推進や関係法令等の改正、違反事例など、事業者にとって有益な最新の情報を提供する。 なお、食品衛生法改正により、食品用器具・容器包装に使用する原材料についてはポジティブリスト制度に改められたことから、こうした制度改正についても周知を図る。

【施策の柱2 情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進】

〈2-1 食の安全に関する情報の収集、整理、分析及び評価の推進〉

食品の安全に関する様々な情報を幅広く収集して分析し、その結果を監視指導に生かすなど、具体的な施策へ反映して健康への悪影響を未然に防止する施策


NO	施策	概要
11	家畜の病気や病害虫の発生状況の把握 (産業労働局)	家畜保健衛生所において、安全な畜産物を供給するために、動物用医薬品の適正使用の指導や家畜の病気の検査や調査を行う。 病害虫防除所において、病害虫の種類に合った農薬等の安全かつ適正な使用を指導するため、病害虫の発生状況を把握する。
12	食中毒の発生動向及び原因調査 (福祉保健局)	腸管出血性大腸菌 0157、サルモネラ等の散発患者や無症状病原体保有者の喫食内容や行動、菌株の疫学的性状を調査・分析し、感染源の解明に活用する。 特別区、八王子市及び町田市との連携を推進し、速やかな食中毒関連情報の収集、解析に努め、食中毒による健康被害の未然防止・拡大防止を図る。
13	食品の安全に関する先行的調査 (福祉保健局、各局)	国内外の最新情報を広く収集、整理することにより、課題を発掘し、先行的な実態調査を実施する。さらに、調査結果を必要に応じて都民への情報提供、効果的な監視手法の検討などに活用する。
14	ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査 (福祉保健局、環境局)	実態調査を継続的に実施し、調査結果は必要に応じて専門家へ評価を依頼し、都民や事業者へ情報提供を行う。 ○ 東京湾産魚介類を対象とした、ダイオキシン類等の含有量調査 ○ 都内に流通する農畜産物、魚介類を対象とした PCB、有機水銀、有機スズ化合物、カドミウムなどの有害化学物質の食品汚染実態調査 ○ トータルダイエットスタディによる食事由来の化学物質等摂取量推計調査
15	海外情報や学術情報の収集 (福祉保健局)	インターネット、海外の専門誌、各種学会誌等を定期的に調査し、海外での食品等の事件・事故や学会における研究発表など食品の安全に関する最新の情報を収集する。

<p>◎ 16</p>	<p>食品安全情報評価委員会による分析・評価 (福祉保健局)</p>	<p>食品の安全に関する情報を幅広く収集し、その情報について、理化学・微生物学等の専門家及び都民により構成される食品安全情報評価委員会で都民生活への影響を分析・評価し、その評価結果を踏まえ、重点監視や都民・事業者への情報提供、必要に応じた国への提案要求等を行う。</p>
<p>17</p>	<p>食品安全条例に基づく安全性調査・措置勧告制度の活用 (福祉保健局)</p>	<p>規格基準が定められていないなど、法で対応することが困難な食品等について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要と判断される場合には、食品安全条例に基づき、安全性調査を実施する。調査の結果、改善等が必要と判断される場合には、事業者へ措置の実施について勧告し、公表を行う。</p> <p>調査・勧告に当たっては、あらかじめ食品安全情報評価委員会に意見を求める。</p>

〈2-2 生産から販売までの各段階における監視、指導等の充実〉

関係各局が連携し、食品の生産から販売に至るすべての段階を網羅した監視指導や検査を推進していく施策

NO	施策	概要
<p>18</p>	<p>農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査 (産業労働局)</p>	<p>食品原材料としての農産物や畜産物の安全確保を図るため、農薬取締法、肥料取締法、飼料安全法、医薬品医療機器等法などの関連法令を周知し、生産資材の適正使用及びその記録と保管について指導する。</p>
<p>19</p>	<p>畜産物等の安全対策 (産業労働局)</p>	<p>食品の原材料となる家畜等の生産段階において、健康管理や飼育場の衛生管理指導を実施するとともに、死亡牛・起立不能牛等の牛海綿状脳症（BSE）検査、家畜個体識別、牛用飼料の抽出検査などを実施する。</p> <p>飼育豚への豚熱ワクチン接種及び野生イノシシへの豚熱ワクチン散布を実施する。</p> <p>また、養殖魚の衛生管理指導や養殖場の調査監視等を実施する。</p>

20	と畜場における食肉の安全確保 (福祉保健局、中央卸売市場)	<p>と畜場において、食用となる牛豚等について、生きている段階から枝肉になるまでのそれぞれの段階で、と畜検査員が1頭毎に検査し、疾病を排除する。</p> <p>豚熱の拡大防止のため、車両消毒等を徹底するとともに、BSE対策として起立不能牛等の検査、と畜解体工程における特定危険部位の確実な除去を行う等、適正な家畜防疫対策を実施する。</p> <p>HACCPに基づく衛生的なと畜解体作業により、食肉の安全確保を図る。</p>
21	地域監視 (福祉保健局)	<p>地域の営業施設・設備に対する衛生管理や表示事項等に関する監視指導を実施する。</p> <p>食品に関する苦情や食中毒が疑われる事件の発生時に、原因調査を行い、必要に応じて原因施設に対する行政措置や再発予防策の指導を行う。</p>
22	広域流通食品に対する監視 (福祉保健局)	<p>都内に広く流通する食品の安全を確保するため、大規模製造業、輸入業、卸売市場、倉庫業など製造・流通の拠点となる事業施設等の監視指導を専門的に実施する。</p> <p>重大な健康被害の発生やそのおそれがある場合などには、都区市が連携して都内全域を対象に緊急監視を実施する。</p> <p>危機管理マニュアルの作成など事業者の危機管理体制の状況を確認し、必要に応じて指導を行う。</p>
 23	輸入食品対策 (福祉保健局)	<p>健康安全研究センター内に設置されている輸入食品の専門監視班を中心に、都内の輸入業、輸入食品の倉庫などを対象に、輸入食品の残留農薬、残留抗菌性物質、カビ毒、遺伝子組換え食品などについて監視指導を行う。</p> <p>都内輸入事業者の自主管理を推進するため、厚生労働省が示した「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」を活用し、輸入食品の製造・加工・保管・輸送などの各段階における衛生管理についての指導を行う。</p>

<p>◎ 24</p>	<p>「健康食品」対策 (福祉保健局、生活文化局)</p>	<p>健康への悪影響の未然防止の観点から、市販されている「健康食品」を購入し、表示、医薬品成分等の検査を実施する。インターネット広告等も定期的に調査し、法令等に基づき広告の適正化を図る。</p> <p>医薬品成分等の含有が疑われるなど、健康被害が懸念される場合には、必要な調査を行い、法に違反している場合は、販売禁止等の措置を行う。</p> <p>都民向けパンフレット等を作成し、正しい知識の普及、健康被害の未然防止に努める。</p> <p>指定成分等含有食品による健康被害情報報告制度を適切に運用する。</p> <p>医療機関等と連携し、「健康食品」の利用が疑われる健康被害情報の収集・分析を行い、その結果を東京都医師会及び東京都薬剤師会へ情報提供する。</p> <p>事業者の責任で科学的根拠に基づいた機能性を表示する、機能性表示食品制度を適切に対応する。</p>
<p>25</p>	<p>食品等のリコール情報の報告制度の運用 (福祉保健局)</p>	<p>食品衛生法及び食品表示法に基づく「食品等のリコール情報の報告制度」を都民及び事業者に周知するとともに、国と連携を図りながら、適切に運用する。</p>

〈2-3 新たな制度に基づく適正表示の推進〉

法令等に基づく表示の指導を徹底するとともに、都民との協働による適正な食品表示の推進を図る施策

NO	施策	概要
<p>◎ 26</p>	<p>新たな表示制度による適正表示の推進 (福祉保健局、生活文化局)</p>	<p>加工食品の原料原産地表示制度等の新しい表示基準について、周知を図っていく。</p> <p>あわせて、国を含む関係機関、関係各局が連携し、以下の各法令・条例に基づく適正な食品表示を指導する。</p> <p>【食品表示に関連する主な法令】</p> <p>食品表示法、健康増進法、計量法、景品表示法、米トレーサビリティ法、消費生活条例 等</p>

27	消費生活調査員による調査 (生活文化局、福祉保健局)	法改正による新たな表示事項や、違反状況等に基づき選定した調査項目について、消費生活調査員が、消費者の視点から、都内の小売店やスーパー等で販売されている食品の表示調査を実施する。調査の結果、問題があるものについては、都が事業者を指導又は啓発することにより、都民との協働による適正表示の推進を図る。
----	-------------------------------	---

〈2-4 緊急時の体制の充実〉

予測困難な事態に迅速・的確に対応するために、緊急時における関係各局の連携を図り、危機管理対応を充実する施策

NO	施 策	概 要
28	食品安全対策推進調整会議による緊急時対応の体制整備 (各局、事務局：福祉保健局)	庁内の各局連携組織である「食品安全対策推進調整会議」において、緊急時に議長（福祉保健局健康安全部長）が「緊急連絡会議」を招集し、対策を検討する。
◎ 29	食品安全に関する健康危機管理体制の強化 (各局)	健康危機管理に関する事件発生時に備え、緊急連絡網を整備するとともに、広域連携協議会等により事件発生時の対応方法や関係機関の連絡・連携体制を強化する。 保健所の食品衛生監視員を中心に大規模食中毒発生時を想定した訓練を実施し、対応マニュアルの検証などにより、緊急時の対応能力を向上させる。
30	卸売市場内における危機管理対応 (中央卸売市場)	卸売市場における食品に関する事件・事故に際して「食品危害対策マニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応する。

【施策の柱3 関係者の相互理解と食情報バリアフリーに向けた取組の推進】

〈3-1 情報の発信、意見交流等の推進〉

法令等に基づく表示の指導を徹底するとともに、都民との協働による適正な食品表示の推進を図る施策

NO	施 策	概 要
31	食品の安全に関する普及啓発・情報提供 (各局)	食品の安全に関する普及啓発資材、各局のホームページ、SNS、報道機関への公表など様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく都民・事業者提供に提供する。 都内産農畜水産物や都内流通食品の放射性物質モニタリング検査結果を、ホームページなどを通じて発信する。
32	外国人への情報発信等の充実 (福祉保健局、各局)	ホームページ等を活用し、訪都外国人及び外国人の食品関係従事者に対し、我が国の制度の理解を促し、調査や指導が円滑に実施できるよう、食品安全に関する情報発信等の充実を進める。
33	食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進 (各局)	関係者による意見交換の場の充実を図り、消費者、食品関係事業者、行政担当者など多くの関係者の間で、食中毒等食品の安全に関する様々なテーマについて情報や意見の交流を推進し、相互理解を図る。
34	総合的な食物アレルギー対策の推進 (福祉保健局、各局)	食品を取り扱う事業者に対して、意図しない混入（コンタミネーション）防止等のアレルギー管理についての技術指導を行う。 アレルギー物質に係る検査を実施し、アレルギー表示等の適正化を図る。 学校・保育所等において食物アレルギーを持つ子供の日常生活管理や症状が出現した際の対応等について、関係各局が連携して関係者向けの研修を行うことで、基礎的な知識を普及し、誰もが安心して生活できる環境づくりを進める。

〈3-2 教育・学習の推進〉

都民や事業者が求める正しい情報を必要とするときに入手できる環境の整備や、地域、学校、家庭における食育の推進を図るための施策

NO	施策	概要
35	食品の安全に関する食育の推進 (産業労働局、各局)	都民向けの講座や講習会、学校教育の場、事業者との交流等を通じて、都民に食中毒等食品の安全に関する教育・学習の機会を提供する。
36	都民の自主的な学習に対する支援 (各局)	食品の安全に対する都民の意識の向上を図るため、都民が自主的に学習する際の各種教材や学習する場を提供するなどの支援を行う。

〈3-4 都民及び事業者の意見の反映〉

関係者の理解と協力に基づく安全確保を進めるために、科学的な評価を踏まえ、都民・事業者の意見を反映させた施策を実施するための施策

NO	施策	概要
37	食品の安全に関する審議会等への都民・事業者の意見の反映 (福祉保健局、生活文化局)	食品安全審議会、消費生活対策審議会、都の各保健所における地域保健医療協議会や食品衛生推進会議等で、食品の安全確保に関する施策について、調査・審議を行う。 審議の過程において、パブリックコメントなどを行い、より多くの都民・事業者の意見反映を図る。
38	都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保 (生活文化局、各局)	消費生活条例に基づく「申出」の中で、食品の安全に関する内容について適切な調査を行い、必要に応じて施策に適切に反映する。 全庁的な広聴事業を通して、都民から寄せられた都政に関する提言、意見・要望等について、各局において検討するとともに、その回答などを通じて、都民の理解と協力の推進を図る。

39	相談等への適切な対応 (各局)	保健所や消費生活総合センター等に都民から寄せられる苦情や相談等は、食品による重大な健康危害事例等を探知するための重要な情報ともなり得る、これら苦情や相談等を受け付けた際には、保健所等において関係機関と連携し適切に調査を実施する。 また、保健所等は調査結果を都民に分かりやすく説明するなど、適切に対応する。
----	--------------------	---

【施策の基盤 安全を確保する施策の基盤づくり】

〈4-1 基盤となる調査研究・技術開発〉

検査・分析法の開発やより高度な衛生管理の手法など、安全確保対策の基礎となる研究・技術開発を推進するための施策

NO	施策	概要
40	食品の安全確保のための生産・製造技術の開発 (産業労働局)	食品の殺菌や保存などの技術に関する試験研究や残留農薬低減技術の検討など、食品安全に係る生産技術の開発に関する研究を推進するとともに、事業者への普及を図る。
41	試験検査法の開発・改良 (福祉保健局)	検査法が確立されていない物質の検査技術の開発、検査の迅速性や精度向上を図るための試験検査法の改良などを進める。 試験検査の適切な精度管理を行い、検査結果の信頼性を確保する。
42	食品安全に関する基礎研究の推進 (福祉保健局)	食中毒を起こす微生物等の性状や病原性の発生機序等の研究を推進し、その成果を学会発表等を通じて広く公表するとともに、必要に応じて安全確保施策へ反映させる。

〈4-2 人材の育成〉

食品安全に関する新たな課題に適切に対応するために、食品の安全や安全対策についての知識を持った人材を育成するための施策

NO	施策	概要
43	食品安全に係わる人材の計画的な育成 (福祉保健局、各局)	食品衛生監視員をはじめとする食品安全に関わる人材に対し、最新の知識や技術などに関する情報を付与する技術講習会、専門研修等を実施するとともに、各種研修会等へ派遣するなど、HACCP に沿った衛生管理の制度化に対応できるよう、資質の向上を図る。

〈4-3 区市町村、国等との連携等〉

首都圏をはじめとする他自治体、国や関係機関等と定期的な情報交換を行うことにより、広域的な連携を強化し、適切な対応を行うための施策

NO	施策	概要
44	食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進 (福祉保健局)	広域連携協議会、全国食品衛生主管課長連絡協議会、全国食肉衛生検査所協議会、全国市場衛生検査所協議会などの組織を活用し、食品衛生に関する定期的な情報交換等を行う。 違反処理、食中毒調査などに際し、関係自治体との速やかな連絡調整と適切な連携協力により、迅速・的確に対応する。
45	食品衛生に関する特別区及び保健所設置市との連携協力の推進 (福祉保健局)	保健所を設置する自治体である特別区、八王子市及び町田市と都区協議及び都市協議に基づく連携協力体制を維持し、製造、販売段階における食品の安全確保対策について、都区市一体となった取組を進める。
46	消費生活施策に関する自治体連携 (生活文化局)	消費生活に関する施策の相互の緊密な連携を確保するため、全国や区市町村の消費者行政担当課長会などの組織を活用し、定期的な情報交換等を行う。
47	国や関係機関との連携、国への提案要求 (福祉保健局)	食品に係る違反処理等において、国や関係機関との情報交換を密に行い、適切な対応を図る。 食品の規格基準の設定や輸入食品対策の充実強化、表示制度等について、必要に応じて国への提案要求を行う。

第3節 重点施策

1 重点施策の選定の考え方

食品の安全確保のためには、「基本施策」を着実かつ継続的に実施していくことが求められる。

同時に、第1章第2節で示した食品安全を取り巻く現下の重要課題に照らし、特に重点的に取り組むべき施策については、現行計画で重点施策として取り組んできた内容を改めて見直し、今後5年間を見据え、重要課題に迅速・的確に対応するため、特に重点的な取組が必要な施策を選定すべきである。

2 重点施策の内容

重点施策の選定の考え方に基づき、食品安全をめぐる具体的な課題に照らして、以下の11の施策を重点施策として取り上げる。

<重点施策1> 東京都 GAP 認証の推進

食品の安全・安心の確保のためには、食品流通の出発点である生産段階において、生産工程管理を促進する取組が重要である。

令和元年度に実施された都民アンケート（以下「都政モニターアンケート」という。）においても、食品の生産から消費までの段階のうち、食品の安全を確保するために最も重要と考える段階は、生産段階であると答えた人の割合が42.7%と最も高くなっている。さらに、食品の安全性をより一層高めるために有効と考える対策は、食品関係事業者（生産者、製造者、流通業者及び販売業者）による衛生管理を確実に実施することと答えた人の割合が61.0%と高い。このことから、多くの都民が生産段階における衛生管理に関心を持っていると考えられる。

このため、農産物の生産・出荷における食品安全、環境保全、労働安全等の観点から、都が定めた管理基準に基づく適正な取組を都が認証する東京都 GAP 認証制度を推進することが必要である。このような取組により生産された農産物を認証するとともに、認証制度のPRと認証を受けた農産物の流通を拡大することにより、消費者が安心して、安全な農産物を購入できるようになると考えられる。

【具体的な事項】

- 研修会等による生産者の認証取得の促進

- 食品安全や環境保全など認証制度の特徴を消費者へPR
- GAP 農産物の流通拡大

＜重点施策2＞ HACCP に沿った衛生管理の導入・定着の推進

HACCP は、国連の国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同機関である食品規格（コーデックス）委員会によりガイドラインが示され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたシステムであり、我が国においても、平成30年の食品衛生法の改正により、原則として全ての食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理の取組が求められている。

特に、従来、法又は条例に基づく許可又は届出の対象外であった食品等事業者のうち、改正後の食品衛生法に基づき新たに許可又は届出対象となる事業者に対しては、保健所等からの情報提供や相談の受付など丁寧な周知及び導入・定着支援が必要である。

今後、都は法令に基づき食品等事業者に対し、「HACCP に沿った衛生管理」の導入や定着を速やかに行えるよう技術的支援を行うとともに、衛生管理の好循環を生み出していく必要がある。

あわせて、HACCP の導入・定着を円滑に進めるため、人材の育成を行っていく必要がある。

【具体的な事項】

- HACCP に沿った衛生管理の周知及び技術的支援
- 食品安全を担う人材の育成

＜重点施策3＞ 多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進

近年、子ども食堂や認知症カフェなど、ボランティア等が福祉を目的として食品を提供する主体が多様化しており、中には取り扱う食材をフードバンクなどから提供を受けるなど流通形態も多岐にわたっている。これらのうち、食品衛生の営業許可等の規制の対象外となる提供形態もあり、衛生管理水準の確保が課題となっている。

また、都が策定した「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」においては、「食事の新しい日常」として、新しい食事マナーの実践と併せて、テイクアウト等の利用が示されているが、これまで客席で食品を提供していた飲食店が、テイクアウトや宅配等の新たな形態での提供を開始し、食中毒事

故を起こす事例も発生している。

そのため、多様化する食の提供主体や新たな提供形態をとる事業者に対し、食品を提供する際の適切な衛生管理を行うための指導や支援を行う必要がある。

【具体的な事項】

- ボランティア等の食の提供主体への衛生管理に係る技術的支援
- テイクアウトや宅配等の新たな提供形態を開始する事業者への衛生管理の方法等に関する情報提供や指導

＜重点施策4＞ 食品安全情報評価委員会による分析・評価

食品による健康への悪影響を未然に防止するためには、まず、都自らが食品の安全に関する情報を継続的に収集し、分析し、科学的知見に基づき評価した上で、その結果を速やかに施策へ反映させることやこれらの経過を分かりやすく都民に提供することが求められる。

このため、都は、学術情報や海外情報など、食品の安全に関する情報を広く積極的に収集し、得られた情報の信頼性や都民に対する情報提供の必要性等について、知事の附属機関である食品安全情報評価委員会の分析・評価を経て、より分かりやすく的確かつ効率的に都民等に情報を発信していくべきである。

【具体的な事項】

- 海外情報などの食品安全に関する情報の収集
- 食品安全情報評価委員会による情報の分析・評価
- 都民等への情報発信

＜重点施策5＞ 輸入食品対策

近年の食品流通のグローバル化により、食品の輸入が増加している。輸入食品に対する都民の不安は強く、都政モニターアンケートにおいても、食品の安全性をより確保するために都が取り組むべきこととして、輸入食品に対する監視指導を選択した割合が47.4%を占めていたことから、輸入食品対策の更なる充実が求められていると言える。

輸入食品の安全確保については、国の水際での対策が一義的であることは言うまでもないが、通関・都内流通後は、都で設置している専門監視班を中心として、都内の輸入業、輸入食品の倉庫業などに対して重点的な監視指導を実施する

ことが、最も効率的かつ効果的である。

また、監視指導の際には、国からの情報も含めた最新の海外情報等を踏まえ、適切な対応を取ることが肝要である。

さらに、輸入事業者自らが行う自主的な衛生管理の推進を図ることも重要な点である。違反事例や関係法令に関する最新情報の提供を目的とした、輸入事業者を対象とする講習会を開催するなど、都内輸入事業者の自主管理を支援する施策を継続的に実施していくべきである。

【具体的な事項】

- 専門監視班による監視の実施
- 輸入食品の検査の実施
- 輸入事業者講習会の開催
- 輸入事業者の自主管理の支援

＜重点施策 6＞ 「健康食品」対策

都が実施した「都民を対象とした『健康食品』の摂取に係る調査（平成 28 年）」によると最近 1 年間で「健康食品」を利用した人は 66.4%に上り、都民の生活にも広く浸透していることが考えられる。

食品衛生法等の改正により、健康被害の発生を未然に防止する見地から、指定成分等含有食品について、新たに表示が義務化されるとともに、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める「指定成分等含有食品の健康被害事例報告制度」が創設されたことから、これらの制度を適切に運用することが求められる。

また、「健康食品」については、一部に、医薬品成分を混入させた無承認無許可医薬品や食品に係る健康保持増進効果に関する不適正表示も見受けられているため、このような製品が流通することのないよう、今後も行政による監視指導の一層の徹底が求められる。

こうした状況を踏まえ、関連事業者を対象として、食品表示法や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）など、「健康食品」に係る法令の周知を図るため、定期的に講習会を開催し、事業者の意識を向上させることが重要である。

あわせて、「健康食品」を安全に利用するための注意事項などについて、都民への普及啓発を引き続き実施すべきである。

【具体的な事項】

- 流通市販品に対する監視指導
- 指定成分等含有食品の表示制度や健康被害事例報告制度の適切な運用
- 「健康食品」による健康被害事例専門委員会の運営
- 事業者講習会の開催
- 健康食品の正しい使い方などホームページや啓発資材等を通じた都民への普及啓発
- 機能性表示食品制度への適切な対応

＜重点施策 7＞ 新たな表示制度による適正表示の推進

食品表示は、その食品の品質や健康危害の防止に関する情報を都民に正しく提供するという重要な役割を果たしている。適切な食品表示によって事業者から都民へ正確な情報を提供することで、都民が食品に対する理解を深め、合理的な商品選択ができる環境づくりを進めることが可能となる。

令和 2 年 4 月に食品表示法が全面施行されたが、同年 6 月に施行された指定成分等含有食品の表示制度、令和 4 年度に全面施行される新たな加工食品の原料原産地表示制度、令和 5 年度に施行される遺伝子組換え表示制度等、食品表示制度について順次見直しが行われている。さらには、「消費者基本計画」（令和 2 年 3 月閣議決定）において、消費者にとって見づらい等の食品表示における課題を解決し、分かりやすく活用される食品表示とするよう検討するとされており、今後も様々な制度の見直しが見込まれる。

こうした制度改正を踏まえ、都は、国を含む関係機関や他自治体、関係各局と連携を図りながら、相談・監視体制を整備し、適正表示を推進していく必要がある。あわせて、食品を取り扱う事業者が、表示の重要性を認識し、関係法令の理解を深め、これまでの表示制度から新しい制度に円滑に移行できるよう支援していくことが重要である。

【具体的な事項】

- 国など関係機関との連携
- 新しい制度に応じた相談・監視の実施
- 適正表示推進者の育成
- DNA 分析等による食品表示の科学的検証の実施

＜重点施策 8＞ 食品安全に関する健康危機管理体制の強化

食品による広域的、大規模又は重大な健康被害の発生や、その発生が疑われる場合、原因が特定できない段階であっても、都の関係各局が連携し、国などの関係機関の協力の下、あらゆる可能性を考慮した被害の拡大防止及び再発防止を図る必要がある。

このため、平成 30 年の食品衛生法の改正において、国と関係自治体の連携や協力の場として設置された「広域連携協議会」を活用し連携体制の強化を図ることが重要である。

また、平常時から関係者間の訓練を実施することや、緊急時対応マニュアルなどの実効性を確保するために、関係各局及び関係機関が参加する訓練を通じて常にマニュアルの検証を行うなど、迅速かつ適切な対応方法を確立しておくことが重要である。

【具体的な事項】

- 広域連携協議会等を活用した関係機関との連携体制の構築
- 緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施

＜重点施策 9＞ 外国人への情報発信等の充実

厚生労働省が毎年公表している『外国人雇用状況』の届出状況まとめによると、近年、都内の宿泊・飲食サービス業で従事する外国人労働者は、増加傾向にあるが、保健所職員が監視指導や食中毒調査で施設に立入りする際に、従事者が外国人の場合は言葉の壁などから、細かい作業内容等の聞き取り調査を行うことが困難な場合がある。

また近年、食品衛生法の改正など多くの制度変更が行われており、外国人従事者に我が国の制度の理解を促し、衛生管理に関する情報を的確に提供する必要がある。

一方、東京を訪れる外国人は、年々増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響による減少が見られるものの、今後は再び増加することが見込まれることから、訪都外国人が安心して東京の食を楽しめるよう、都の食品安全に係る取組を丁寧に発信するとともに、飲食店等の事業者の食物アレルギー対応等の取組を積極的に支援する必要がある。

【具体的な事項】

- 外国人の食品関係従事者への情報発信
- ホームページ等を通じた食品安全情報の発信
- 飲食店等における利用者への食物アレルギー等の情報提供の支援

＜重点施策 10＞ 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進

食品流通のグローバル化や食品の生産・加工技術の開発に伴い、食品に新たなリスクが顕在化することがある。このようなリスクも含めた食品の安全確保について、行政、都民、事業者が相互の取組を正しく理解し、協力し合うことは重要である。こうした関係を築いていくため、関係者が、それぞれの考え方や取組を情報交換し意見交流を行う、リスクコミュニケーションをより活発に行っていくべきである。

また、食品安全に関する新規性のあるテーマに限らず、食中毒等の身近なリスクや予防について正しく理解できるよう、ホームページや啓発資材、体験型セミナーなどを用いて、情報を受け止める対象者を考慮した、分かりやすい情報提供の充実を図っていく必要がある。

リスクコミュニケーションの手法については、新型コロナウイルス感染症の流行状況等を踏まえながら「新しい日常」に対応した手法を検討する必要がある。

【具体的な事項】

- 参加型のイベントやシンポジウムの開催などによる関係者の活発な意見交換
- 児童等対象に応じた体験型啓発の実施
- ホームページ、SNS、啓発資材等による情報提供の充実

＜重点施策 11＞ 総合的な食物アレルギー対策の推進

食物アレルギーは、生命に危険を及ぼすことのあるアナフィラキシーショックを起こすこともあり、このような症状を起こさないように予防することや、症状が起きたときに適切に対応することが重要である。

そのため、食物アレルギーを持つ人が選択できる食品を提供するために、食品の表示が義務付けられているアレルギー物質（乳、卵、そば、小麦、落花生、えび及びかに）について、流通する食品に適正な表示がなされていることを確認することが求められる。

また、意図しない混入（コンタミネーション）に関する注意喚起表示を行っていた食品を食べ、複数の人が食物アレルギーを発症し、製造者が自主回収した事例が発生していることなどから、食品の製造や調理を行う施設に対して、アレルギー物質の混入防止のための技術指導や、注意喚起表示を含む適正表示を確実にを行うための指導を行うことが重要である。

さらに、食物アレルギーを持つ人が安心して生活できる環境づくりを進めるために、食物アレルギーを持つ児童の日常生活の管理や、食物アレルギー症状発生時の緊急時対応などについて、学校や保育所、幼稚園等への普及を、関係各局が連携して進めることが必要である。

【具体的な事項】

- 食品の製造・調理段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導
- 学校、保育所、幼稚園等におけるアレルギー疾患の相談等に係る人材の育成

第3章 推進計画に掲げる施策の実施に向けた考え方

推進計画の施策を計画的かつ総合的に進めるためには、都における推進体制を確立するとともに、実施状況を定期的に確認し、適切に進行管理を図っていく必要がある。

このため、次期推進計画を実施するに当たり、以下のとおり具体的に留意すべき事項を示す。

第1節 施策の推進体制

都として食品の安全確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進するためには、関係各局の適切な連携を図っていくことが最も重要である。このため、平成15年に設置された食品安全対策推進調整会議の一層の活用を図り、全庁的な食品の安全・安心の向上を図るための取組を積極的に推進していくことが重要である。

また、都内に流通する食品の多くは海外や道府県で生産・製造されたものである。関係各局が国や他自治体との連携を強化し、都外の生産・製造の現場に関する情報等を積極的に収集して、都における生産から消費に至るまでの一貫した食品の安全確保対策に活用することが求められている。

さらに、都民、事業者など関係者の意見を反映した施策を進めて行くため、食品安全条例に定める知事の附属機関である食品安全審議会からの意見や提言を活用することや、食品安全情報評価委員会における情報の分析・評価を踏まえ、適切な未然防止策を推進していくことなどが必要であり、各局の審議会等の意見なども同様に活用すべきである。

第2節 施策の実施と計画の見直し

次期推進計画を着実に推進していくために、第2章に掲げた重点施策を中心に、その進捗状況等を、計画の推進に関与する全ての人たちが把握し、適切な点検と進行管理を行っていくことが必要である。これらの進捗状況は、年度毎に食品安全審議会へ報告し、審議会からの意見を聴くとともに、推進計画の中間時期において、進捗状況を広く都民にも公表するべきである。

食品の安全に関する問題は、推進計画の改定時点では十分に認識されていない新たなリスクの顕在化、より高度な製造技術の進展、より迅速かつ微量な分析を可能とする検査法の開発など、国内外の諸状況や科学技術の進歩によって大きく変化する。また、今回改定を行う推進計画は、改正後の食品衛生法が全面施行される前に策定されるものであることから、改正法への対応等において重大

な課題が明らかとなる可能性がある。このため、このような変化や課題が想定を超えて大きい場合などには、計画の途中段階にあっても、食品安全条例の規定に基づき、必要に応じて推進計画の見直しを検討すべきである。

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を営む上で、最も重要な事項である。都は本報告に示された考え方にに基づき、全庁的な推進体制の充実を図り、食の安全を取り巻く状況を十分に考慮して、次期推進計画を策定し、着実に実施する必要がある。

このことにより、食品安全条例の目的である「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことにつながると考える。